

大分県診療所等における賃上げに対する支援事業実施要領

1. 目的

医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、医療機関等の従事者の処遇の改善につなげるため、有床診療所、無床診療所（医科・歯科）、保険薬局及び訪問看護ステーションに対して賃上げに必要な経費として補助金を交付し、確実な賃上げに繋げることを目的とする。

2. 事業実施主体

以下（１）～（４）の全ての条件を満たす有床診療所、無床診療所（医科・歯科）、保険薬局又は訪問看護ステーション（以下「対象施設」という。）を開設する法人又は個人とする。

- （１）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）上の保険医療機関コードが発行されていること
- （２）令和 7 年 4 月 1 日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績があること
- （３）以下①～③のいずれかの条件を満たしていること

①有床診療所、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーションについては、令和 8 年 3 月 1 日時点でベースアップ評価料（※ 1）を届け出ていること

②薬局については、令和 8 年 6 月 1 日時点で令和 8 年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ること誓約（※ 2）すること

③医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員のみ診療所等、現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションについては、令和 8 年 6 月 1 日時点で令和 8 年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ること誓約（※ 2）すること

（※ 1）「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」、「入院ベースアップ評価料（医科）」、「入院ベースアップ評価料（歯科）」、「訪問看護ベースアップ評価料」のいずれかを指す。

（※ 2）大分県診療所等における賃上げに対する支援事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に定められた事業実績報告書において、令和 8 年 6 月 1 日から令和 8 年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出たことを報告することとする。

- （４）本事業の申請時点で廃院・廃止を予定している施設ではないこと

3. 本事業の内容

知事が対象施設の開設者に対して交付要綱に定める額を交付し、対象施設の開設者はこれを活用して対象職員の賃金改善を行う。

4. 本事業の対象者

本事業による賃上げ支援の対象者は、対象施設の開設者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含む。以下「対象職員」という。）であり、次に掲げる者以外であること。

- (1) 対象施設の管理者
- (2) 対象施設を開設する法人の理事長、対象施設を運営する個人事業主
- (3) 保険薬局の開設者

5. 賃金改善（※）の内容

原則として、補助金を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ。以下同じ。）を実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。

ただし、賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給することができるが、その場合は4月から5月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年6月1日から行うこと。

- (※) 令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。
- (※) 賃金改善の内容には賃金水準や基本給の引上げに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分も含むものとする。
- (※) 定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項に規定する補助金等又は地方自治法第二百三十二条の二の規定により地方公共団体が支出する補助金）を財源として行っている部分に充てることができない。

6. 留意事項

(1) 賃金改善について

本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。また、例えば、一部の対象職員に本事業による賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の対象医療機関等のみに賃金改善を集中させることなど、著しく偏った配分は行わないこと。

その上で、医療機関の実情に応じて、職種ごとに傾斜配分することは認められるものであり、例えば、賃金水準が全産業平均と比べて高い職種（例：医師・歯科医師等）への配分額を相対的に小さくする一方、賃金水準が全産業平均と比べて低い職種（例：看護補助者等）に対しては、重点的に配分

することが考えられる。

なお、現在、ベースアップ評価料の対象とされていない職種の賃金改善にも配分することはできるが、当該職種が令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の対象とならない場合（※）、当該職種の令和8年6月以降のベースアップのための特別の財源は措置されない点に留意すること。

（※）40歳以上の勤務医師、勤務歯科医師及び保険薬局の勤務薬剤師は、見直し後のベースアップ評価料の対象になっていないので留意すること。

（2）補助金の返還について

本事業では、賃上げに必要な経費を予め対象施設の開設者に補助したうえで、対象施設の開設者がこれを活用して令和8年3月までの間に賃金改善を実施し、6月1日からベースアップを実施したことを確認する。

具体的には、交付要綱に定められた事業実績報告書により、補助金の全部が賃金改善に充てられていることを確認する。

上記の確認の結果、補助金の全部又は一部が賃金改善に充てられていなかった場合は、補助額の全部又は一部を減額して額を確定し、減額分の返還を求める。

また、知事は、補助金の交付を受けた開設者又は開設者であった者が以下の①又は②に定める事項に該当する場合、交付を行った補助金全額の返還を求める。

- ① 補助金の交付を受けた日以降に正当な理由なく廃院・廃止した場合（ただし、事業譲渡等による廃院・廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、知事がやむを得ないと認めた場合はその限りではない）
- ② 申請内容を偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたと認める場合

7. その他

本事業の実施にあたり、本要領に定めのない事項については、別途知事が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年度2月補正予算に係る大分県診療所等における賃上げに対する支援事業費補助金から適用する。